

○大野市和泉体育施設設置条例

平成 17 年 11 月 4 日

条例第 58 号

改正 平成 21 年 12 月 17 日 条例第 28 号

平成 27 年 6 月 25 日 条例第 24 号

平成 28 年 3 月 22 日 条例第 10 号

(設置)

第 1 条 スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、大野市和泉体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大野市和泉グラウンド	大野市川合第 20 号 8 番地
大野市和泉体育館	大野市上大納第 38 号 16 番地
大野市和泉プール	大野市下山第 45 号 35 番地

(利用の許可)

第 3 条 体育施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第 4 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき、又は教育委員会が適当でないと認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 5 条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第6条 利用者は、体育施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用に係る許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第8条 体育施設の使用料の額は、別表のとおりとする。

2 体育施設を利用しようとするものは、体育施設の利用の許可を受けたとき、前項の使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 体育施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状

に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第7条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第14条 市長は、詐欺その他の不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(和泉村の編入に伴う経過措置)

2 和泉村の編入の日前に、和泉村営プール条例(昭和41年和泉村条例第29号)、和泉村民グラウンド設置条例(昭和48年和泉村条例第24号)、和泉村民体育館設置条例(昭和49年和泉村条例24号)又は和泉村立テニスコートの設置及び管理に関する条例(昭和52年和泉村条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年条例第28号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

1 大野市和泉グラウンド

（単位：円）

区分	時間区分				9：00～
	7：00～ 9：00	9：00～ 12：00	12：00 ～17：0 0	17：00 ～19：0 0	17：00
グラウンド半 面	600	800	1,200	600	1,600
グラウンド全 面	900	1,200	1,800	900	2,400
グラウンド照 明設備	1時間につき 1,500				

備考

- 1 利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている使用料をそれぞれ合計した額とする。
- 2 利用者が市外に住所を有する場合は、使用料の5割に相当する額を加算する。
- 3 グラウンド照明設備の使用料については、大野市公共施設使用料減免規則（平成元年規則第26号）第2条第4号及び第3条の減免に関する規定は適用しない。

2 大野市和泉体育館

（単位：円）

区分	時間区分			
	8：30～1 2：30	12：30～1 7：30	17：30～ 21：30	8：30～2 1：30
体育館半面	400	600	800	1,500
体育館全面	800	1,200	1,600	3,000

備考

- 1 利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている使用料をそれぞれ合計した額とする。

2 利用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合の使用料は、使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算する。

(1) 利用者が市内に住所を有する場合 5割

(2) 利用者が市外に住所を有する場合 10割

3 利用者が市外に住所を有する場合は、使用料の5割に相当する額を加算する。

3 大野市和泉プール

(単位：円)

区分		時間区分	
		9：00～12：00	13：00～17：00
個人利用	中学生以下	50	50
	高校 一般	100	150
団体利用	一般30人	3,000	4,200
	以上		

備考

利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている使用料をそれぞれ合計した額とする。